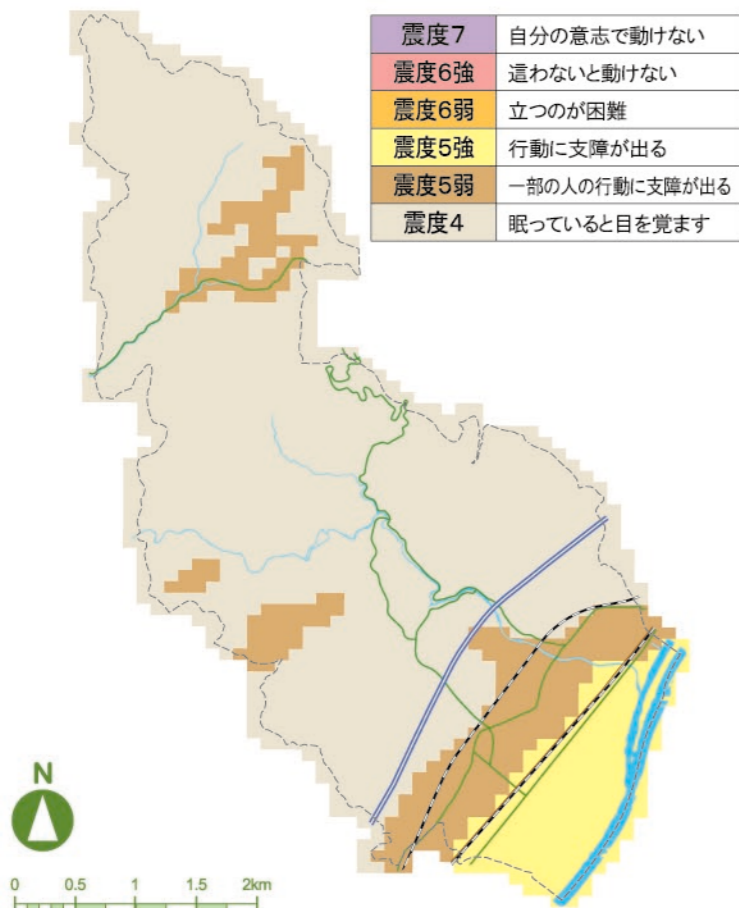
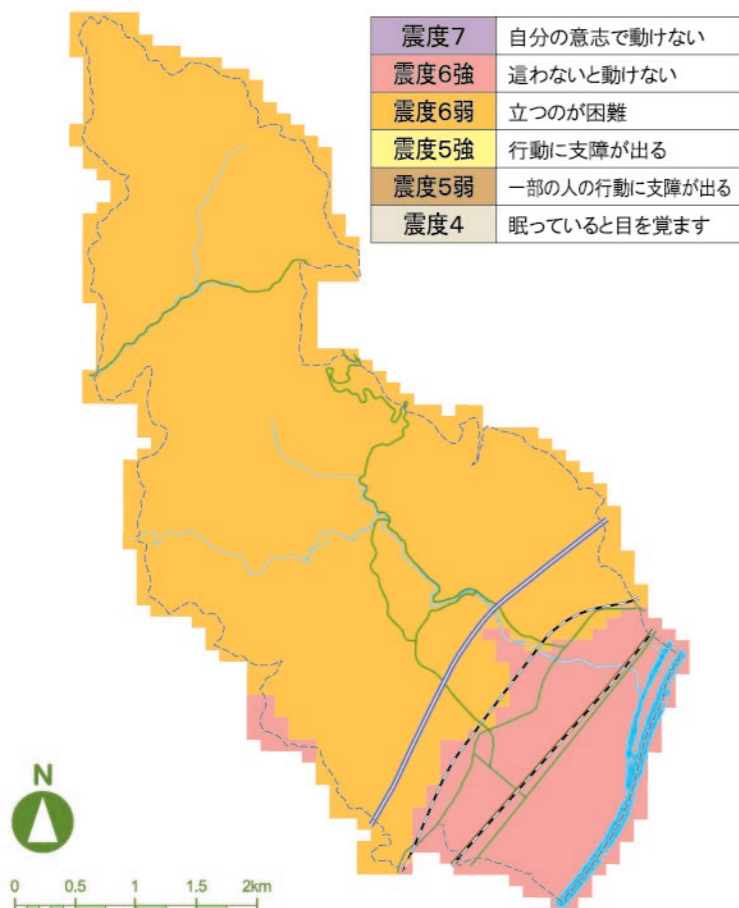


## 島本町震度マップ

東南海・南海地震



## 有馬高槻断層帯地震



# 島本町 地震 ハザードマップ

### ■住民のみなさんへ

- 地震の規模を示したものをマグニチュード(M)といい、震源のエネルギーが大きいほど値が大きくなります。また、地震での揺れの強さを示す階級を震度といい、震度0から震度7までの10段階で示されます。
- 近い将来の発生が予想される東南海・南海地震(M8.5程度と推定・地震発生確率30年以内50~70%)と、発生した場合には島本町に重大な被害を及ぼすとされる有馬・高槻断層帯地震(M7.5程度と推定・地震発生確率30年以内ほぼ0~0.02%)について、推定される震度の大きさを示した地図が、左の「島本町震度マップ」です。
- 東南海・南海地震、また有馬・高槻断層帯地震が発生した場合、震度だけでなく、建物の構造(木造・非木造・建築年数)などを考慮に入れた地域の危険度を示した地図が、右の「島本町建物被害マップ」です。

### ■地震発生時の行動

地震発生時は、あわてず、落ち着いて、身の回りの安全を確認しましょう。



### ■緊急地震速報

地震による強い揺れを、揺れが始まる前にお知らせする「緊急地震速報」の提供が、平成19年10月から始まっています。「緊急地震速報」は、報道機関や防災機関からみなさまに伝えられます。この「緊急地震速報」を見聞きしてから数秒~数十秒後に強い揺れが始まりますので、この間に身を守るための行動をとる必要があります。

ただし、震源域に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないことがあります。

### ■周囲の状況に応じてあわてず、まず身の安全を確保する!

#### ■家庭では

- 頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる。
- あわてて外へ飛び出さない。

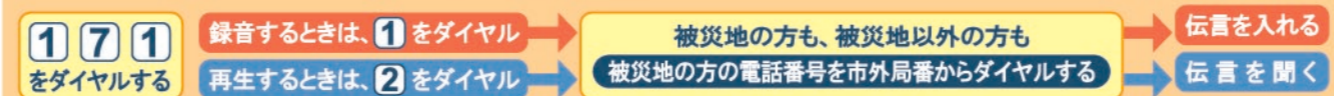
#### ■自動車運転中は

- あわててブレーキをかけない。
- ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止。

#### ■鉄道・バス乗車中は

- つり革・手すりにしっかりつかまる。

### ■NTTの災害用伝言ダイヤルのかけ方 ※災害時のみのサービスです。



### ■耐震改修の必要な建物

阪神大震災での建物の被害を見ると、昭和56年に改正された建築基準法による耐震基準以前に建てられた建物に被害が多く見られ、それ以降に建てられた建築物の被害の程度は軽く、新耐震基準は、おおむね妥当であると考えられています。こうした状況を踏まえ、積極的に耐震診断・耐震改修を行い、地震の揺れに耐えうる建物にすることが、大切な人命や財産を守ることに繋がります。

### ■島本町では耐震診断についての支援制度を設けています!

#### ■対象建築物

町内の民間建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた現在居住している住宅、または、特定建築物(注)

#### ■補助内容

住 宅: 1戸あたり25,000円として算出した金額と、診断費用の2分の1のいずれかの金額。ただし、100万円を限度額とする。

特定建築物(注): 診断費用(補修費、修繕費を除く)の2分の1の額。ただし、100万円を限度額とする。

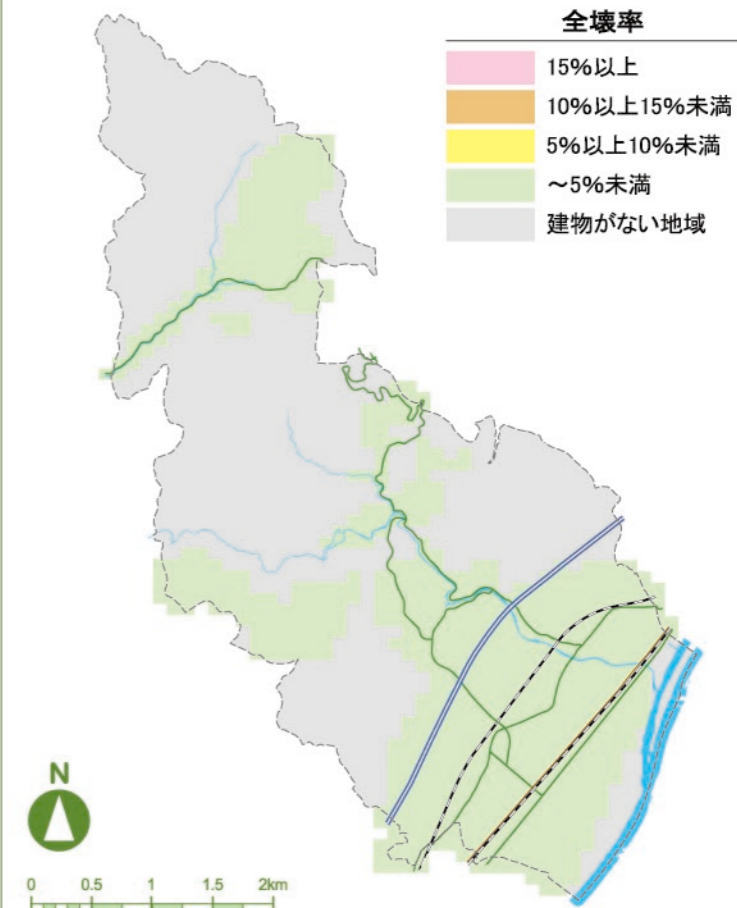
木 造 住 宅: 診断費用の10分の9の額。ただし、1戸あたり45,000円を限度とする。診断費用は、1平方メートルあたり、1,000円以内。

(注)「特定建築物」とは、耐震改修促進法で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物のことです。

詳しくは、島本町役場都市環境部産業建設課(電話 075-962-2848)までお問い合わせください。

## 島本町建物被害マップ

東南海・南海地震



## 有馬高槻断層帯地震

